平成22年度事業計画

活動の基本方針

社団法人群馬県法人会連合会は、「法人会の基本的指針」に則り、健全なる納税者団体として税務当局との相互協力のもとに事業の充実を図り、引き続き9単位会が連携を強化しつつ、事業活動の基盤である組織面ならびに財政面の充実・強化を図る。そして、現在特に社会が求める「地域社会貢献活動」「租税教育」に力を入れると共に、法人会の原点である「税」に関する活動を軸足に中小企業に活力を与える税制の実現・予算の執行等を、国・県・市町村に対し積極的に要望活動を行う。

また、重点課題である公益法人制度改革は、平成20年12月1日より新制度の施行が開始され1年半が経過した。県法連・各単位会は、移行期間残り3年半の間に「公益認定を受けるか」「一般社団の認可を受けるか」を選択することとなる。選択にあたっては、既に情報収集等の時期は過ぎ、どの時期、どのように実行するかの段階に入った。どの方向に進むかよく検討し、将来に禍根を残さない選択をしたい。

なお、今年度も県内各税務署及び県税当局と協力し、県内法人会全会一致し「e-Tax」「eLTAX」に対し、法人会としてできる諸施策を実施しその普及に全力をあげる。

事業計画

1.会 議 関 係

総会の開催 理事会の開催 各委員会の開催 単位会事務局長会議の開催 税務当局との協議会の開催 その他

2.会員増強による組織率向上策の推進

組織率については、景気の急速な悪化を受け、会員企業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、倒産廃業等による退会も多く、新規会員増強もなかなか上手く行かず大変厳しい状況下にある。

しかし、組織率向上は、法人会の原点であることを役職員一同再認識し、積極的に加入勧奨を行う。また、単位会支部組織の充実を図り、かつ税務当局及び関係団体へも協力をお願いし一社でも多くの会員獲得を目指し、併せて、研修会の充実、事務局・役員や税理士の慰留説得等退会防止の実践により、全法連標準加入率60%をめざし組織一丸となって目的達成に力を注ぐ。

3.地域社会貢献活動への積極的な取り組み

4. 税制及び税務行政関係

中小企業に資する税制改正要望の実施 税務行政に関する正確・迅速な情報等の伝達 大規模法人研修会等の開催 税務当局及び関係友誼団体との連絡提携

5. 県法連事務局長会議及び単位会事務局研修会の開催

単位会・県連が一体となり事業の改善・推進及び事務局の強化を図るため 定期的に県法連事務局長会議を開催する

9単位会の事務局職員の資質向上を図り、職員の連携を深めるために、

事務的な諸問題等をテーマに研修会を開催する

6. 福利厚生事業の推進

「大型総合保障制度創設40周年記念3ヶ年キャンペーン」への取組み第2年度目標については、県法連・各単位会とも大同生命・AIU保険の支社・支店と協議し、目標達成を図る。

「ビッグハート・ネットワーク紹介運動」の積極的展開

経営保全プランの積極推進

会員企業に役立つ火災保険・ハイパー任意労災の積極推進 がん保険制度・法人会医療保険・WAYSの推進 会員企業訪問活動の促進及び会員向け健康セミナーの開催 推進代理店の育成強化と既契約者の法人会制度への転入促進

7. 広報活動の推進

法人会の知名度を高めるため、対外活動の強化と合わせ、広報の拡充強化に努める

会報の発行

ほうじん・優良図書等の配布と斡旋 知名度アップを図るためマスメディアにおける広報活動 ホームページの充実 その他

- 8.青年部会連絡協議会・女性部会連絡協議会に対する運営支援
- 9. 単位会諸事業への協力

各単位会が行う研修会等への講師、テキスト等の斡旋を行うほか、諸々の情報 を捉えて正確・迅速に伝達する

- 10.租税教育の充実を図るための行事を行う
- 11. 全法連の行事等への参加協力

全法連が主催する全国大会をはじめ諸事業への参加協力 全法連が提唱する「消費税期限内納付推進運動」並びに「 e - T a x 」の 普及推進に努める

12.その他必要な事業